

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月20日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 森口 俊宏

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和2年度 首里城右掖門その他改修作業（電子調達対象案件）

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書等による。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月26日まで

(4) 履行場所 国営沖縄記念公園首里城地区

沖縄県那覇市首里当蔵町3丁目1番地

(5) 見積書及び根拠資料の提出

予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする案件である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち塗装改修（様式-3参照）とする。

根拠資料とは、見積価格の根拠となる資料をいい、入札参加者が採用を予定する協力会社（下請会社、専門業者、製造業者等）から収集する見積り等をいう。（自社施工の場合を含む）

又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。

(6) 入札方法等

① 入札者は、調達に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 当該入札の執行において入札執行回数は、原則2回とし、最大でも3回を限度とする。なお、再度の入札を行う前に補足説明を行うことがあるた

め、積算内訳書等を準備しておくこと。

再度入札の結果落札者がなく、予決令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約の協議に移行する場合、再度入札参加者から希望を募るものとし、協議は原則 2 回を限度とする。

(7) 電子調達システム (GEPS) の利用

本案件は、競争参加資格確認申請書、確認書などの提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

(8) 本案件は、見積書及び根拠資料の提出を義務付ける案件である。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 31・32・33 年度内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格) において「役務の提供等」の「A、B、C 又は D」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。(会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の A、B、C 又は D 等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格において「役務の提供等」の認定を受けていなければならない。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者 (上記 (2) の再認定を受けた者を除く) でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止の措置要領 (昭和 60 年 8 月 6 日付け総会計第 642 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局長発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和 2 年度 公園事務所関係資料整理業務 (受託者: 一般社団法人沖縄しまたて協会)」の受託者又は当該受託者 (出向元及び派遣元を含む) と資本若しくは人事面 (出向元及び派遣元を含む) において関連がないものであること。

(7) 建物の漆塗り作業に係わる実績 (完了した工事、業務又は役務) が 1 件以上あること。建物は新築、増築、改修いずれでもよい。

(8) 本作業に従事する主任技術者は、建物の漆塗り作業に係わる実績 (完了した

工事、業務又は役務)を1件以上有する者であること。建物は新築、増築、改修いずれでもよい。

(9) 受領期限までに特記仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに競争参加資格確認申請書、見積書及び根拠資料を提出していること。

(10) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとし、別添の確認書(様式-2)を申請書等の提出期限までに提出するものとする。

なお、確認書(様式-2)を電子調達システム又は電送で提出した場合は、確認のため(1)問合せ先まで電話にて連絡すること。

また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願(様式-1)を提出するものとする。

(1) 電子調達システムのURL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.geps.go.jp/>

〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地

沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所 総務課 総務係

電話0980-48-3140(代表)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、3.(1)又は電子メールにて交付する。交付期間は、令和2年7月20日(月)から令和2年7月30日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日9時00分~17時00分まで。なお、電子メールでの交付を希望する場合は、上記(1)へ連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和2年7月20日(月)から令和2年7月30日(木)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日9時00分~17時00分まで電子調達システムにより提出を行うこと。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願(様式-1)を提出するものとし、上記(1)に持参、又は郵送(書留郵便・期限内必着)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願(様式-1)を提出するものとし、上記(1)に持参、又は郵送すること。

1) 入札の締め切りは、令和2年8月28日(金)17時00分

2) 開札は、令和2年8月31日(月)10時00分 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所にて行う。

4. 見積書及び根拠資料の提出期間、場所及び方法

見積書及び根拠資料は、令和2年7月20日（月）から令和2年8月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分～17時00分まで、持参又は郵送（書留郵便・期限内必着）、電子メールにより提出を行うこと。

（1）提出場所等

（ア） 持参・郵送の場合：〒905-0206

沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所
総務課 総務係

（イ） 電子メールの場合：メールアドレスは入札説明書による。

5. その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（2）入札保証金及び契約保証金

免除

（3）入札者に要求される事項

（a） 電子入札調達システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに申請書等を上記3.（1）に示すURLに提出しなければならない。

（b） 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の提出期限までに上記3.（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、（a）、（b）いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

（4）入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。

（5）契約書の作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。この場合、当該調査に協力しなければならない。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他詳細は入札説明書による。